

高田地区地区計画の屋外広告物規制（平成 28 年 9 月 16 日決定）

■ 地区計画による屋外広告物制限の概要は以下のとおりです。詳細は都市計画課にお問合せください。

■ 地区計画の届出について

まちなか地区で、店舗や事業所の建築にあわせて屋外広告物を設置しようとする場合は、事前に計画の「届出」をしていただき、計画内容が地区計画の制限内容に適合しているかを確認することになります。

※1 地区計画で屋外広告物を規制する範囲の用途地域は、商業・近隣商業・かさ上げ部準工業地域です。

※2 屋外広告物については、地区計画の届出とともに、岩手県屋外広告物県条例に基づく申請等が必要な場合がありますのでご注意ください。

◎ そで看板(突出広告物)

上端の高さは建物より低く、かつ下端は地表から2.5m以上、建築物の壁面からの突出幅は1.5m以下
大きさや位置を制限することでまちなみとの調和を図ります。

◎ 建植広告物等 ⇒ 広告の対象となる建築物の敷地外に建てるものは設置してはならない

幹線沿道にこうした看板が林立するのを制限します。

◎ 屋上広告物 ⇒ 設置してはならない

中心市街地の見通しの良い眺望を確保します。



◎ 広告板(壁面広告)

表示面積は10㎡以下かつ壁面の5分の1以
(延床 3,000㎡を超える大規模施設は別途調整)
大きさを制限することでまちなみとの調和を図ります。

◎ 建植広告物等 ⇒ 同一敷地内に設置するものは、高さ10m以下かつ表示面積10㎡以下

(複数店舗の場合は20㎡以下)

高さや大きさ等を制限しまちなみとの調和を図ります。